

県における「障がい」表記の取扱いの整理について

1 趣旨

令和 5 年 1 1 月の県議会定例会で上程された次期青森県基本計画案「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋（案）」において、「障害」の表記の一部をひらがな表記「障がい」としたことに伴い、県が今後新たに作成する公文書等における「障がい」表記の取扱いについて整理することとし、障害者施策推進協議会において御意見を伺うものである。

2 「障がい」表記をめぐる検討経緯

平成 2 2 年に国の作業部会等において、法令等における「障がい」表記について検討されたが、当面は「障害」のままとすることで整理された。平成 2 3 年 2 月の障害者施策推進協議会においてこの経緯を話題提供し、御意見を伺ったところ、「表記にはこだわらない」との結論となった。

令和 4 年 1 0 月の障害者施策推進協議会においても「障害」「障がい」表記を話題とし、意見を伺ったところ、同様であった。

3 取扱いの整理案

県が新たに作成する公文書等（通知文書、施策の基本方針（計画等）、啓発資料等）において、人や人の状態を表すものとして「障害」を用いる場合は、「障がい」と表記することを原則とする。

ただし以下の場合については、用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがあることから、適用を除外する。

- ① 法令及び条例（これらに基づき定められた規則、訓令、告示等を含む）並びに青森県以外の団体等が定めた通知等の名称（これらに規定された用語を含む）を用いる場合
- ② 団体、施設等の固有名詞を用いる場合
- ③ 医学用語や学術用語等の専門用語として用いる場合
- ④ 著作物を引用する場合

4 今後の予定

御意見を踏まえ、「障がい」表記の取扱い要領案を作成、令和 6 年 4 月 1 日からの適用に向け作業を進める。